

3. 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

策定主体	知事及び公安委員会が共同して策定
目的・対象	住宅の建築主、設計者、施工者、所有者、管理者等に対し、新築、増築、改築、移転、修繕、模様替えを行う一戸建て住宅、長屋住宅及び共同住宅に関する防犯上配慮すべき事項を定め、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及を図ることを目的とする。
指針の位置づけ	建築関係法令、建築計画上の制約、管理体制、地域の実情等に配慮し運用する。社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

◎主な規定内容（配慮すべき事項）

※赤字 改正箇所

1) 一戸建て及び長屋住宅

①玄関扉等

- ・材質及び構造(防犯建物部品等)
- ・ドアスコープ、チェーン、インターホンの設置

②窓

- ・侵入防止のための破壊困難なサッシ及びガラスの設置(防犯建物部品等)

③バルコニー

- ・侵入防止に有効な配置や見通しの確保

④その他

- ・塀、柵又は垣＝死角の原因や侵入の足掛かりにならないような位置、構造、高さ等
- ・空調室外機、配管等の侵入防止への配慮
- ・カーポート、駐輪場＝見通しの確保や照明
- ・センサー付き照明の設置

2) 共同住宅

①共用部分(見通しを確保した配置と照明設備の設置等)

- ・共用出入口、管理人室、共用メールコーナー
- ・エレベーターホール、エレベーター、廊下、階段、駐車(輪)場
- ・敷地内通路、児童遊園、広場、緑地、堀、柵等
- ・防犯カメラ設置による見通しの補完措置、録画機能を有するものを使用
- ・その他、屋上、ゴミ置き場、集会所

②専用部分

- ・一戸建て及び長屋住宅に準じる

3) 管理上配慮すべき事項

①設置物、設備等の維持管理

- ・防犯設備の保守点検(オートロック、インターホン、防犯灯、防犯カメラ(モニター、記録装置等含む))
- ・死角となる物の撤去、植栽の剪定、屋外設置物等の維持管理

②管理組合等による自主的な防犯体制の確立

- ・管理組合を中心とした自主防犯活動の推進
- ・管轄警察署との連携(防犯及び犯罪発生状況の情報の有効活用)